

令和7年度 大津町障害者就労施設等からの物品等の調達推進方針

令和7年7月31日

1 趣旨

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律(平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達推進法」という。)第9条の規定に基づき、障害者就労施設等からの物品及び役務(以下「物品等」という。)の調達の一層の推進を図る。

2 用語の定義

本方針において使用する用語は、障害者優先調達推進法において使用する用語の例による。

3 適用範囲

本方針の適用範囲は、町の全ての機関が発注する物品等の調達とする。

4 調達の対象となる障害者就労施設等

調達の対象となる障害者就労施設等は、次のとおりとする。

(1)障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)に基づく事業所等

- ア 障害者支援施設(生活介護、就労移行支援、就労継続支援を行う入所施設)
- イ 地域活動支援センター
- ウ 生活介護事業所
- エ 就労移行支援事業所
- オ 就労継続支援事業所(A型・B型)

(2)障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年9月29日厚生労働省令第171号)第203条に規定する基準該当就労継続支援B型事業所及び第94条に規定する基準該当生活介護事業所

(3)障害者優先調達推進法施行令に基づく事業所

ア 障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号。以下「障害者雇用促進法」という。)に基づく子会社の事業所(特例子会社)

イ 重度障がい者多数雇用事業所(※)

(※)重度障がい者多数雇用事業所は、以下、①～③までの要件を全て満たすものとする。

- ① 障がいの雇用者数が5人以上
- ② 障がいの割合が従業員の20%以上
- ③ 雇用障がい者に占める重度の身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者の割合が30%以上

(4)障害者雇用促進法に基づく在宅就業障がい者等

ア 自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障がい者(在宅就業障がい者)

イ 在宅就業障がい者に対する援助の業務等を行う団体(在宅支援団体)

5 調達の対象品目

調達を推進すべき物品等の例については次のとおりとする。

(1)物品

ア 事務用品・書籍

イ 食料品・飲料品

ウ 小物雑貨

エ その他の物品

(2)役務

ア 印刷

イ クリーニング

ウ 清掃・施設管理

エ 情報処理・テープ起こし

オ 電子化作業

カ その他のサービス・役務

6 調達の推進方法

(1)年度毎に、前年度の調達実績や当該年度の調達予定を勘案して、当該年度に調達する物品等についての目標を設定し、物品等の調達に努める。

調達事務に当たっては、予算の適正な執行並びに競争性及び透明性の確保に留意するとともに、調達に関する他の施策との調和を図る。

(2)障害者就労施設等から提供可能な物品等については、当該施設等からの情報をもとに、福祉課から各部局等に対して適宜情報提供を行うなど、全庁的な調達の推進に向けた連絡調整を行う。

(3)物品等の調達のほか、障害者就労施設等の町庁舎敷地内での物品の展示・販売や、町が主催するイベント等において、販売スペースの確保など、販売機会の創設、及び町民等への周知を図る。

(4)関係部局と連携し、町内企業等による物品等の積極的な調達を働きかける。

7 調達の目標

令和7年度においては、前年度実績額を上回るよう努める。

8 調達方針及び調達実績の公表

(1)調達方針を策定又は見直しをしたときは、町ホームページ等により公表する。

(2)調達実績については、翌年度の6月末までに概要を取りまとめ、町ホームページ等により公表する。

9 その他

障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に資するように、必要に応じて、本方針の見直しを行うものとする。